

## 一般事業主行動計画の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画について

職員が仕事と家庭を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、一般事業主行動計画を策定する。

### 社会福祉法人士佐清風会一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和6年9月1日～令和11年3月31日までの4年6ヶ月

2. 内容

目標1：令和5年度の一人当たりの平均取得日数約7.3日を計画期間内に一人当たりの平均年間取得日数を10日とする。

対策

① 令和6年9月～

年次有給休暇取得の現状を把握する。

② 令和6年9月～

業務管理委員会等で現状を報告し、取得促進策を検討する。

③ 令和7年4月～

取得状況を取りまとめ、隨時取得体制の見直しを図る。